

北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン

～北国らしい魅力ある景観形成～

《概要版》

ガイドライン策定の目的

魅力あるまちづくりや良好な景観形成は、基礎的自治体である市町村や住民の総意と日々の努力によるものであり、地域の快適性と固有性など地域特性を生かして進められるものです。

近年再生可能エネルギーとして増加傾向にある太陽電池発電設備及び風力発電設備などの大規模な施設整備は、景観上の影響が広域的に及ぶことが予想されます。

このガイドラインは、北海道景観計画で定めた良好な景観形成の基準について、太陽電池発電設備及び風力発電設備の特徴を捉えて解説するとともに、北海道の景観特性を踏まえた良好な景観形成に向けて配慮すべき点を示すものです。

太陽電池発電設備及び風力発電設備などの大規模な施設整備に当たって、事業者が北海道の雄大な自然景観や街並み景観などの周辺環境との調和を図るために配慮すべき考え方を示すとともに、まちづくりの中心となる市町村や地域住民の方々の理解を深めることを目的としています。

北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン

[第1章 ガイドラインの位置付け・性格]

良好な景観は、人々にゆとりや潤いをもたらし、まちへの誇りや愛着を育み、住民生活の文化性の高揚をもたらします。また、訪れる人々にも大きな魅力を感じさせ、地域全体の評価を高めることにもなります。

北海道には、雄大で豊かな自然や人々が培ってきた魅力ある景観があります。まちの美しい個性豊かな景観を住民共有の財産として、さらに豊かに育み、次世代に引き継いでいくことが大切です。

このガイドラインは、北海道景観計画で定めた良好な景観形成の基準について太陽電池発電設備及び風力発電設備の特徴を捉えた解説と、北海道の景観特性を踏まえた良好な景観形成に向けて配慮すべき点を示すものであり、「北海道景観形成ビジョン」における地域の総合的な質を高めるための景観づくりに基づく施策として、位置付けています。

[第2章 景観形成の基本的な考え方]

景観は、地形や気象、歴史などの要因による影響を受けてかたちづけられるものであり、その土地や季節・時間帯などによって色とりどりに変化します。

良好な景観には、住民、事業者、専門家及び行政が互いに協力し合い、地域の特性に応じた景観形成を進めることが大切です。

[第3章 景観形成ガイドライン]

太陽電池発電設備及び風力発電設備などの大規模な施設整備には、北海道の景観特性を活かし、地域の周辺環境と調和した景観形成に係る考え方が必要です。

設備の景観への影響については、その運用期間中の維持管理段階から事業終了後の設備の適切な撤去措置まで検討し、事前に事業計画を定めるようにします。

このガイドラインでは、北海道の景観特性を踏まえた「自然を生かした景観」「ゆとりと秩序ある空間としての景観」「歴史的な景観」「風土に適した景観」の視点に立った景観形成をめざすことが重要との考えから、自然的地域・観光地地域・沿道・田園地域・市街地ごとに景観形成上の配慮事項を示しています。

[第4章 良好な景観形成を進めるために]

地域における良好な景観形成を図るには、各種まちづくりの方策に「景観形成の視点」を明確に位置付け、きめ細かな配慮を行っていく必要があります。

そのような取組みは、基礎的自治体である市町村が担うことが有効であり、景観法では、市町村が「景観行政団体」へ移行し「景観計画」を定め、目指す姿を行政、住民、事業者で共有することができるとの考えが用意されています。

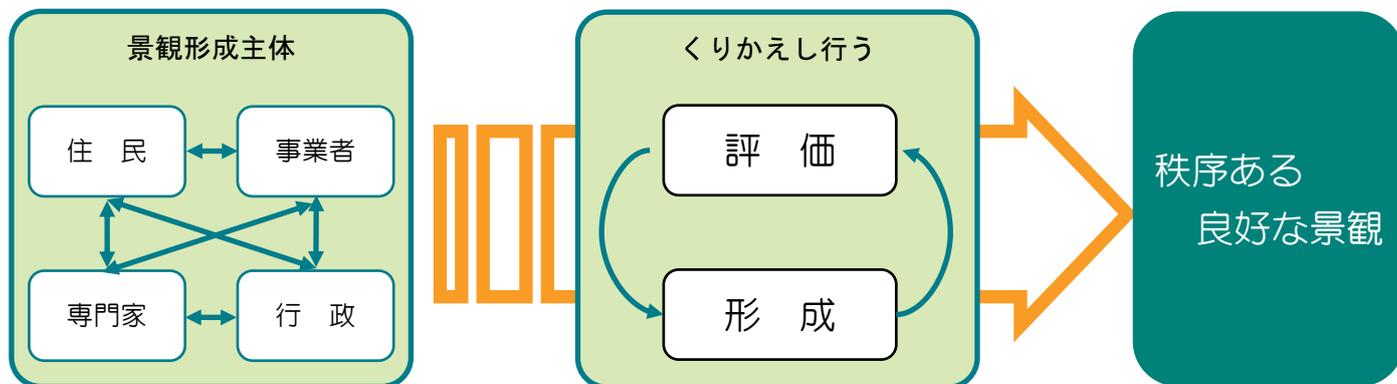
景観は、多くの私的空間によって構成されており、景観形成の上では、私的空間にも、公共性が認識され、地域全体としての秩序ある個性豊かに景観を形成する必要があります。

景観は、様々な人の思いが重なってできていることを踏まえ、事業者は地域での協働の景観形成に積極的に参加し、事業活動を行うに当たっては、その周辺の景観との調和に十分配慮しながら進めることが重要です。

～北国らしい魅力ある景観形成～ の概要

〔景観の形成〕

「景観形成主体」がお互いに連携し、「評価」と「形成」をくりかえし行うことで秩序ある良好な景観となります。



〔景観形成の基準〕

北海道の景観特性を確認し、良好な景観形成を推進するため、次の視点に配慮する必要があります。景観形成基準を定めています。

北海道の景観特性を踏まえた良好な景観形成

自然を生かした景観をつくる

- ・ 緑を生かす
- ・ 水辺を生かす
- ・ 四季の変化を生かす
- ・ 雪景色を生かす

ゆとりと秩序ある空間としての景観をつくる

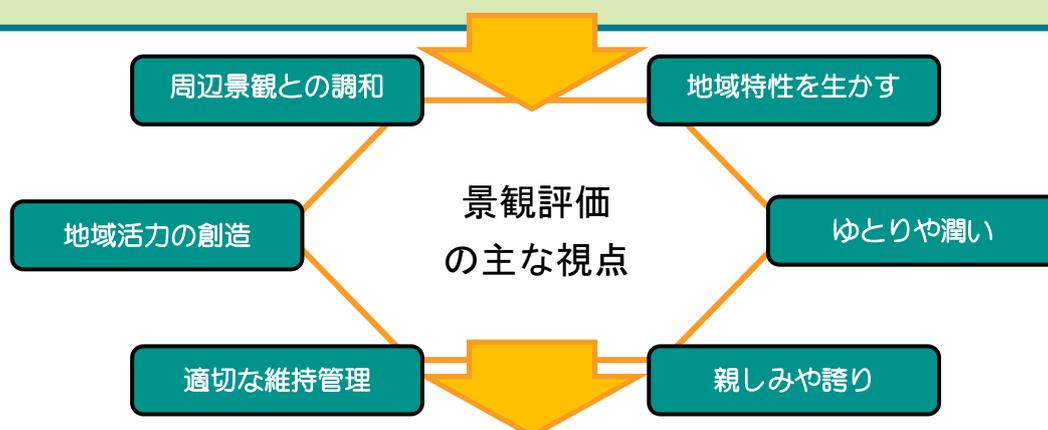
- ・ 整える
- ・ 眺望を守る

歴史的な景観をつくる

- ・ 歴史的遺産を守る
- ・ 文化的遺産を守る

風土に適した景観をつくる

- ・ 郷土性を生かす
- ・ 未来へ継承する



北海道景観計画〔景観形成の基準〕

位置・配置

規模

形態・色彩・意匠

敷地の外構・その他

[チェックリストの目的]

- このチェックリストは、ガイドラインで説明した内容のうち、主な配慮事項をリスト化したものです。
- 事業者が景観形成配慮事項を自主チェックすることにより、良好な景観形成についての意識の向上が図られることを目的としています。
- さらに、事業者が配慮した内容が明らかになり、届出手続きがスムーズに進むことを期待しています。

■太陽電池発電設備景観形成配慮事項チェックリスト

区分 (類似景観)	景観形成配慮事項		
	設備	設備周辺	付帯施設
各地区共通	<input type="checkbox"/> 地域の良好な景観資源への近接を避ける <input type="checkbox"/> パネル及び架台は反射光の影響に配慮するなど、周辺環境に調和した位置・配置、規模及び形態意匠とする <input type="checkbox"/> 法則性を持たせ、まとまりのある配置とする <input type="checkbox"/> パネルと架台の維持管理を適切に行い、破損などが発生した場合は速やかに処置する <input type="checkbox"/> 展望地からの眺望への影響を極力回避・低減する	<input type="checkbox"/> 樹木の伐採、造成などの範囲は必要最小限とし、地形改変を極力避ける <input type="checkbox"/> 敷地内は可能な限り緑化を行う <input type="checkbox"/> 周辺に植栽を施すなど修景を図る <input type="checkbox"/> 視覚的なまとまりに配慮して、地域で施設を点在させない	<input type="checkbox"/> 保安上のフェンスなどは周辺環境と調和した色彩や材料を用いる <input type="checkbox"/> 関連する付帯施設（キュービクルなど）の色彩も景観に配慮する <input type="checkbox"/> 送電線鉄塔などは、位置・配置、規模を考慮する <input type="checkbox"/> 看板などの屋外広告物は、関連法令を遵守し、周辺との調和を図る <input type="checkbox"/> 発電量などの表示板は位置や色彩に配慮する
自然的地域 (森林域・海岸域・河川域など) 該当欄	<input type="checkbox"/> 地形や背景の山並みなどの眺望に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする <input type="checkbox"/> 自然環境と調和した形態意匠となるよう配慮する <input type="checkbox"/> ラムサール条約登録湿地及び鳥獣保護区などの指定地域と周辺並びに自然公園の周辺への設置は避ける	<input type="checkbox"/> 新緑期や積雪期など季節や時間の移り変わりによる景観の変化に配慮した修景を図る	<input type="checkbox"/> 自然環境との調和に配慮した配置、規模及び形態意匠とする <input type="checkbox"/> 眺望を阻害する看板などの屋外広告物、鉄塔、電線類を少なくする
観光地地域 (自然リゾート地区・歴史文化的地区) 該当欄	<input type="checkbox"/> 観光地地域への設置は極力避ける <input type="checkbox"/> 地域の歴史的・文化的な景観資源への近接を避ける <input type="checkbox"/> 歴史的・文化的施設への直接的な設置を避ける <input type="checkbox"/> 当該観光地地域の景観特性に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする	<input type="checkbox"/> 当該観光地地域の景観特性に配慮した修景を図る <input type="checkbox"/> 緑化や花壇などの整備に努める	<input type="checkbox"/> 眺望を阻害する看板などの屋外広告物を少なくする <input type="checkbox"/> 送電線網は地中化を図る <input type="checkbox"/> 関連する付帯施設も、地域の歴史や風土に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする <input type="checkbox"/> フェンスなどは、圧迫感を与えないよう道路境界線などから適切な後退距離を設ける <input type="checkbox"/> 閉鎖的な印象を与える塀の設置は極力避ける
沿道 (道路・鉄道・新幹線沿線・河川軸) 該当欄	<input type="checkbox"/> 主要な道路、鉄道・新幹線沿線、河川軸については、道路境界線などからの適切な離隔及び高さに配慮する <input type="checkbox"/> 交差点付近では、周囲と調和するよう修景する <input type="checkbox"/> 地形などを生かして見え方を最小化する <input type="checkbox"/> 地域のランドマークに対する見通しに気を配る <input type="checkbox"/> 川沿いに設置する場合は、水辺や対岸などからの眺望を考慮する <input type="checkbox"/> 秩序のある連続した配置に努める	<input type="checkbox"/> 地域にふさわしい並木づくりや道路境界に植栽する <input type="checkbox"/> 道路境界の緑化や花壇などの整備に努める	<input type="checkbox"/> フェンスなどは、圧迫感を与えないよう道路境界線などから適切な後退距離を設ける <input type="checkbox"/> 閉鎖的な印象を与える塀の設置は極力避ける
田園地域 (農山漁村市街地) 該当欄	<input type="checkbox"/> 山腹などの傾斜地に設置しない <input type="checkbox"/> 地域の景観資源であるシンボリックな樹木への近接は避ける <input type="checkbox"/> 周辺の景観作物との景観上の調和に努める	<input type="checkbox"/> 周辺の防風林や屋敷林の高さとの関係を考慮する	<input type="checkbox"/> 周辺景観と調和した位置・配置、規模及び形態意匠とする
市街地 (住宅地区・商業業務地区・駅前地区・工業地区) 該当欄	<input type="checkbox"/> 周囲と調和した形態意匠とする <input type="checkbox"/> 圧迫感を与えないよう道路境界線などから適切な後退距離を設けるとともに高さについても考慮する	<input type="checkbox"/> 周囲との連続感のある生け垣などによる修景を行う <input type="checkbox"/> 緑化や花壇などの整備に努める	<input type="checkbox"/> 建築物の外壁に付帯設備を設置する場合は修景に努める <input type="checkbox"/> 送電線網は地中化を図る <input type="checkbox"/> 閉鎖的な印象を与える塀の設置は極力避ける

[チェックリストの位置づけ]

- 景観法に基づく「行為の届出書」を北海道（景観行政団体15市町村の区域を除く）へ提出する際、このチェックリストを参考資料として添付してください。
- チェックリストの各項目は「景観法の届出基準」ではありません。事業者が実施した景観配慮事項を一覧表として整理するもので、全ての項目を満たさなければならないものではありません。
- 該当する地域区分(類似景観)の該当欄に○を付け、各地区共通及び○を付けた区分の配慮した事項をチェックしてください。

■風力発電設備景観形成配慮事項チェックリスト

区分 (類似景観)	景観形成配慮事項		
	設備	設備周辺	付帯施設
各地区共通	<input type="checkbox"/> 地域の良好な景観資源への近接を避ける <input type="checkbox"/> 設備（支柱・ブレードなど）の色彩は、周辺環境との調和を図り季節の変化に配慮する（他法令による着色などは除く） <input type="checkbox"/> 法則性を持たせ、まとまりのある配置とする <input type="checkbox"/> 設置基数と設備高さについて、「大規模少数設置」と「小規模多数設置」を比較検討する <input type="checkbox"/> 設備の維持管理を適切に行い破損などが発生した場合は速やかに処置する <input type="checkbox"/> 展望地からの眺望への影響を極力回避・低減する <input type="checkbox"/> 環境省が策定した「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」における眺望景観への影響を回避する工夫を参考とする	<input type="checkbox"/> 樹木の伐採、造成などの範囲は必要最小限とし、地形改変を極力避ける <input type="checkbox"/> 敷地内は可能な限り緑化を行う <input type="checkbox"/> 視覚的なまとまりに配慮して、地域で施設を点在させない	<input type="checkbox"/> 保安上のフェンスは周辺環境と調和した色彩や材料を用いる <input type="checkbox"/> 関連する付帯施設（キューピクルなどの色彩も景観に配慮する） <input type="checkbox"/> 送電線鉄塔などは、位置・配置、規模を考慮する <input type="checkbox"/> 看板などの屋外広告物は、関連法令を遵守し、周辺との調和を図る <input type="checkbox"/> 発電量などの表示板は位置や色彩に配慮する
自然的地域 (森林域・海岸域・河川域など) 該当欄	<input type="checkbox"/> 地形を生かして見え方を最小化する配置とする <input type="checkbox"/> 地形や背景の山並みなどの眺望に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする（展望地から見たときにスカイラインを切断しない） <input type="checkbox"/> 自然環境と調和した形態意匠となるよう配慮する <input type="checkbox"/> ラムサール条約登録湿地及び鳥獣保護区などの指定地域と周辺並びに自然公園の周辺への設置は避ける	<input type="checkbox"/> 新緑期や積雪期など季節や時間の移り変わりによる景観の変化に配慮した修景を図る	<input type="checkbox"/> 自然環境との調和に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする <input type="checkbox"/> 眺望を阻害する看板などの屋外広告物、鉄塔、電線類を少なくする
観光地地域 (自然リゾート地区・歴史文化的地区) 該当欄	<input type="checkbox"/> 観光地地域への設置は極力避ける <input type="checkbox"/> 地域の歴史的・文化的な景観資源への近接を避ける <input type="checkbox"/> 歴史的・文化的施設への直接的な設置を避ける <input type="checkbox"/> 地形を生かして見え方を最小化する配置とする	<input type="checkbox"/> 当該観光地地域の景観特性に配慮した修景を図る <input type="checkbox"/> 緑化や花壇などの整備に努める	<input type="checkbox"/> 送電線網は地中化を図る <input type="checkbox"/> 関連する付帯施設も、地域の歴史や風土に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする
沿道 (道路・鉄道・新幹線沿線・河川軸) 該当欄	<input type="checkbox"/> 主要な道路、鉄道・新幹線沿線、河川軸については、道路境界線などからの適切な離隔及び高さに配慮する <input type="checkbox"/> 地域のランドマークに対する見通しに気を配る <input type="checkbox"/> 眺望の視軸となる要素への介在を避けた配置とする <input type="checkbox"/> 地形を生かして見え方を最小化する配置とする <input type="checkbox"/> 秩序のある連続した配置に努める	<input type="checkbox"/> 周辺の防風林や屋敷林の高さとの関係を考慮する <input type="checkbox"/> 河川利用者から見た景観に配慮する	<input type="checkbox"/> フェンスなどは、圧迫感を与えないよう道路境界線などから適切な後退距離を設ける <input type="checkbox"/> 閉鎖的な印象を与える塀の設置は極力避ける
田園地域 (農山漁村市街地) 該当欄	<input type="checkbox"/> 地形や背景の山並みなどの眺望に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする（展望地から見たときにスカイラインを切断しない） <input type="checkbox"/> 地形を生かして見え方を最小化する配置とする <input type="checkbox"/> 地域の景観資源であるシンボリック樹木への近接は避ける	<input type="checkbox"/> 周辺の防風林や屋敷林の高さとの関係を考慮する	<input type="checkbox"/> 周辺景観と調和した位置・配置、規模及び形態意匠とする
市街地 (住宅地区・商業業務地区・駅前地区・工業地区) 該当欄	<input type="checkbox"/> 住宅地区や商業業務地区内にはできるだけ設置を避ける <input type="checkbox"/> 工業地区では規則性のある配置とする	<input type="checkbox"/> 緑化や花壇などの整備に努める <input type="checkbox"/> 設置する場所の土地利用状況を見極め、ゆとりある周辺環境の確保に努める	<input type="checkbox"/> 送電線網は地中化を図る <input type="checkbox"/> 閉鎖的な印象を与える塀の設置は極力避ける

〔景観法届出窓口〕 (a) 又は (b) のいずれか

(a) 道が所管する地域（景観行政団体である市町村を除く全域）
各（総合）振興局建設指導課

注意 北海道景観条例に基づき指定された広域景観形成推進地域は、一般区域とは異なる基準を設定しています。

管内	振興局連絡先	
	振興局管内市町村 〔景観行政団体〕	
そらち 空知	空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設指導課	TEL 0126-20-0069（直通）
	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、 〔長沼町〕 、 〔栗山町〕 、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町	
いしかり 石狩	石狩振興局産業振興部建設指導課	TEL 011-204-5833（直通）
	〔札幌市〕 、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、 〔当別町〕 、新篠津村	
しりべし 後志	後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設指導課	TEL 0136-23-1375（直通）
	〔小樽市〕 、島牧村、寿都町、 〔黒松内町〕 、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村	
いぶり 胆振	胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設指導課	TEL 0143-24-9595（直通）
	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町	
ひだか 日高	日高振興局産業振興部建設指導課	TEL 0146-22-9291（直通）
	日高町、 〔平取町〕 、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町	
おしま 渡島	渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設指導課	TEL 0138-47-9468（直通）
	〔函館市〕 、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町	
ひやま 檜山	檜山振興局産業振興部建設指導課	TEL 0139-52-6630（直通）
	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町	
かみかわ 上川	上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設指導課	TEL 0166-46-5949（直通）
	〔旭川市〕 、士別市、名寄市、富良野市、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、 〔東川町〕 、 〔美瑛町〕 、 〔上富良野町〕 、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町	
るもい 留萌	留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設指導課	TEL 0164-42-8452（直通）
	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町	
そうや 宗谷	宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設指導課	TEL 0162-33-2904（直通）
	稚内市、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町	
オホーツク	オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設指導課	TEL 0152-41-0644（直通）
	〔北見市〕 、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、 〔清里町〕 、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町	
とがち 十勝	十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設指導課	TEL 0155-26-9051（直通）
	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	
くしろ 釧路	釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設指導課	TEL 0154-43-9194（直通）
	〔釧路市〕 、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町	
ねむろ 根室	根室振興局産業振興部建設指導課	TEL 0153-23-6835（直通）
	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町	

〔届出書類〕 上記「(a)道が所管する地域」へ届出する場合は、次の書類が必要になります。

届出書類：別記第1号様式「景観計画区域内における行為の届出書」

添付書類：①敷地の位置及び周辺状況を表示する図面

②当該敷地及び敷地周辺の状況写真

③当該敷地内の位置を表示する図面

④彩色した2面以上の立面図

⑤別記第4号様式「景観形成の配慮事項に係る対応説明書」

⑥「太陽電池発電設備」または「風力発電設備」景観形成配慮事項チェックリスト

【景観法届出窓口】（最終変更：平成26年8月12日）

(b) 景観行政団体である市町村が所管する地域
次のとおり

注意 届出対象行為や規模は、各景観行政団体毎に定められています。

管内	市町村名	担当部局	連絡先
空知	長沼町	総務政策課	TEL 0123-88-2111 FAX 0123-88-4836
	栗山町	建設水道課	TEL 0123-73-7513 FAX 0123-73-6355
石狩	札幌市	市民まちづくり局都市計画部地域計画課都市景観係	TEL 011-211-2545 FAX 011-218-5113
	当別町	企画部美しいまちづくり課	TEL 0133-23-3042 FAX 0133-23-3206
後志	小樽市	建設部まちづくり推進課	TEL 0134-32-4111 FAX 0134-32-3963
	黒松内町	企画調整課	TEL 0136-72-3376 FAX 0136-72-3316
日高	平取町	まちづくり課企画係	TEL 01457-2-2222 FAX 01457-2-2277
渡島	函館市	都市建設部まちづくり景観課	TEL 0138-21-3388 FAX 0138-27-3778
上川	旭川市	都市建築部都市計画課景観係	TEL 0166-25-8561 FAX 0166-24-7009
	東川町	都市建設課まちづくり推進室	TEL 0166-82-2111 FAX 0166-82-3644
	美瑛町	政策調整課	TEL 0166-92-4330 FAX 0166-92-4414
	上富良野町	建設水道課建設班	TEL 0167-45-6981 FAX 0167-45-5362
オホーツク	北見市	都市建設部都市計画課	TEL 0157-25-1152 FAX 0157-25-1207
	清里町	総務課企画財政グループ	TEL 0152-25-2131 FAX 0152-25-3571
釧路	釧路市	総合政策部都市計画課	TEL 0154-31-4554 FAX 0154-25-8149

【市町村独自のガイドライン】（平成26年4月1日現在）

景観行政団体以外の次の市町村では、太陽電池発電設備及び風力発電設備を対象としたガイドラインなどを策定しています。

事業化の検討の際は、必ず建設地の市町村に確認願います。

市町村名	基準などの名称
中標津町	太陽光発電施設立地に伴う景観形成基準 https://www.nakashibetsu.jp/chousei/tosikeikaku/keikan/
稚内市	稚内市風力発電施設建設ガイドライン https://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/kankyo/energy/guideline.html
遠別町	遠別町風力発電施設に関するガイドライン http://www.town.embetsu.hokkaido.jp/docs/2013081300400/

編集・発行

平成27年11月

北海道建設部まちづくり局都市計画課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5563 (ダイヤルイン)